

# 「母子特定疾病保障保険」

## ご契約に関する重要事項説明書

- ・ この「重要事項説明書」は、お申込において正しくご理解いただきたい事項や、特にご注意いただきたい事項を「契約概要」・「注意喚起情報」としてまとめております。
- ・ 重要な書面となりますので、必ず内容をご確認いただき、ご了解のうえお申込ください。また、お支払事由や制限事項の詳細は、約款に記載しておりますのでご確認ください。

## 契約概要

- ・ ご契約の内容等に関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項を記載しています。

### 1. 商品の仕組み

- ・ この保険は、妊娠中や出産後の特定疾病および生まれたお子さまの入院に備えることができます。

※保険金額など、高額療養費制度、傷病手当金制度、医療費助成制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

次のページ 2. 保障の内容に続きます▶

## 2. 保障の内容

	支払事由	支払額 (支払回数・限度)
妊娠中	【切迫流産保険金】 妊娠満22週未満において、日本国内にて、医師から切迫流産と診断（治療を伴う場合に限ります。）されたとき	10,000 円 (1 回限り)
	【切迫早産保険金】 妊娠満22週以降満37週未満において、日本国内にて、医師から切迫早産と診断（治療を伴う場合に限ります。）されたとき	10,000 円 (1 回限り)
出産後	【乳腺炎診断保険金】 出産後において、日本国内にて、医師から乳腺炎と診断（治療を伴う場合に限ります。）されたとき	20,000 円 (1 回限り)
	【子ども入院保険金】 ご加入時の妊娠により出生した子どもが、病気や不慮の事故で所定の入院をしたとき	日額 3,000 円 (30 日分まで)

### 保障内容に関する注意事項

#### 【共通】

日本国内において医師により診断・治療をされた場合に限ります。（治療には、医師の指示による自宅安静を含みます。）

#### 【乳腺炎診断保険金】

医師による治療ではない行為（助産院での母乳ケア施術等）ではお支払いいたしません。

#### 【子ども入院保険金】

出生後に発病した疾病または発生した傷害を直接の原因とし、その治療を目的とした入院に限ります。

出生時から連続した入院はお支払いの対象外です。

- ※上記は代表的な事項を記載しています。詳細は約款をご確認ください。
- ※保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険金の削減を行うことがあります。

### 3. 付加できる特約

- ・ この保険に付加できる特約はありません。

### 4. 保険期間

- ・ 1年間（契約日を含む）
  - ※契約日は、「申込」、「告知」、「1回目の保険料のクレジットカード決済」がそろった日の翌日となり、その日から責任（保障）を開始します。
- ・ 保険期間（1年間）が満了する場合、2回を限度に更新により継続して加入いただくことができます。保険期間満了日の2か月前までに更新についてのご案内をしますが、お客様からのお申出がない場合は、自動的に契約が更新されます。契約の更新をお望みでない場合は、マイページにてお手続きいただきますようお願いいたします。また、保険金の支払限度は、更新前に支払われた保険金を通算して判定します。

### 5. 引受条件

- ・ 満18歳以上の女性で、申込日において妊娠している方
- ・ 1契約のみ加入可能です。なお、出産後の契約継続中に、新たに妊娠された場合は、当該新たな妊娠について新規の契約にご加入いただくことができます。
- ※ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱により、保険金の増加が保険料の計算基礎に影響及ぼす場合、保険金を支払わない、または削減して支払う場合がございます。

## 6. 保険料

- ・ 月額保険料 750 円
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

## 7. 保険料払込みに関する事項 払込方法 払込期間

- ・ 保険料のお払込みは、当社の指定するクレジットカードによる月払となり、保険料払込期間は保険期間と同じです。

## 8. 契約者配当金

- ・ この保険には、契約者配当金はありません。

## 9. 解約返戻金

- ・ この保険には、解約返戻金はありません。
- ※ 複数月の保険料を前払いする制度等はありませんので、その返金もありません。

次のページ[注意喚起情報](#)に続きます▶

## 注意喚起情報

- ・ ご契約に関して、特にご注意いただきたい事項、お客様にとって不利益となる事項等を記載しています。

### 1. クーリング・オフ

- ・ この保険は保険期間が 1 年以内であるため、クーリング・オフの対象外です。  
ただし、責任開始前であれば、申込のキャンセルは可能です。その場合保険料を返金します。

### 2. 告知義務

- ・ ご加入時の健康状態について、ありのままを告知ください。
- ・ 告知の内容によっては、保険のお申込を引受けできない場合があります。
- ・ 当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、当社は、「告知義務違反」として、保険金を支払わない、または保険契約を解除することがあります。

### 3. 責任開始日

- ・ 「申込」、「告知」、「1 回目の保険料のクレジットカード決済」がそろった日の翌日から責任（保障）を開始します。
- ※ 当社が上記責任開始日より後に保険のお申込を承諾した場合でも、さかのぼって責任（保障）を開始します。

### 4. 保険金を支払わない主な場合

- ・ 【契約概要】「2. 保障の内容 保障内容に関する注意事項」をご確認ください。
- ・ このほかに、次のような場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。

- ✓ 告知義務違反
- ✓ 被保険者の故意または重大な過失等の免責事由への該当
- ✓ 詐欺・不法取得目的による保険契約の取消・無効
- ✓ 保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の保険契約の解除
- ✓ 保険料の払込みがなく、保険契約の効力が失われた場合
- ※ これらは代表的なものですので、詳細は約款をご確認ください。
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険金の削減を行うことがあります。

## 5. 保険料の払込猶予期間

- ・ 第 2 回以後の保険料の払込みについては、払込期日の翌月の応当日までを、猶予期間とします。
- ・ 猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。  
(保険料のお支払と猶予期間の例)
- ・ 4/18 お支払 → 5/18 未払い → 6/18 未払い(猶予期間期限) → 6/19 契約の失効
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

## 6. 保険契約者保護機構の措置等

- ・ 当社は少額短期保険会社であるため、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象となりません。
- ・ 保険業法 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する、同機構の補償対象契約に該当しません。

## 7. 指定 ADR 機関

- 商品やサービスに対するご不満・苦情等について当社との間で解決ができない場合には、当社が加盟する指定 ADR 機関（保険業法第 2 条第 28 項に規定する「指定紛争解決機関」）である日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

### 指定紛争解決機関

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

電話番号：0120-82-1144（フリーダイヤル）

FAX：03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00 13：00～17：00

受付日：月曜から金曜日（祝日及び年末年始休業期間を除く）

## 8. 支払時情報交換制度

- 当社は、日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。
- 支払時情報交換制度の詳細および参加会社は以下のホームページにてご確認ください。

「日本少額短期保険協会のホームページ」

<https://www.shougakutanki.jp/>

## 9. その他ご契約時の注意事項

「保険料控除の対象外」

- この保険は、所得税法上の所得控除（生命保険料控除）の対象となっておりません。

## 「保険契約の更新」

- ・ 保険契約を更新される場合は、更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。
- ・ 当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行なうことがあります。
- ・ 更新時に、この保険契約が不採算であることその他の理由により、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき当社は更新を取り扱いません。
- ・ 保険契約の更新を取扱わないとき、当社は、保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

## 「第三者による保険料支払特約の取扱い」

- ・ 「第三者による保険料支払特約」を付加した場合、第三者が保険契約者に代わって保険料負担することができます。
- ・ 第三者による保険料負担期間は、保険料負担者が指定した期間です。ただし、保険料負担者の事情等により、指定した期間よりも保険料負担期間が短くなる場合があります。
- ・ 第三者による保険料負担期間が経過した後も保険契約を継続する場合は、保険契約者による保険料の払込みが必要です。
- ・ 保険料負担者による保険料の払込みがなされない場合、保険金が支払われないことがあります。

## 「少額短期保険業者」

- ・ 少額短期保険業者は以下の範囲で保険契約を引受けします。
  - ① 保険期間は1年まで（損害保険の場合は2年）。
  - ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円まで。
  - ③ 1被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円まで。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。
  - ④ 1契約者にてお引受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②・③のそれぞれの限度額の100倍までとなります。

## 「お問い合わせ先」

- ・ 保険金の支払可能性があると思われる場合など、お手続きやご契約に関しご不明な点がございましたら、マイページにございます「よくあるご質問」をご確認ください。解決しない場合は、「よくあるご質問」の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。
- ※ 保険金請求および解約はマイページからお手続きいただけます。
- ※ マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールおよび当社ホームページからご確認ください。

ニッセイプラス少額短期保険株式会社

NP2024-002 1月10日